

緊急時のご連絡

24時間365日受付



☎ 0120-860-001

携帯電話からも無料

事故や故障時の緊急連絡・ロードサービスのご依頼



事故報告・
ロードサービスのご依頼

※メンテナンス時間中は、ご利用いただけない場合があります。

住所変更やお車の買替え手続き、また継続手続きに
インターネットをご利用ください。

www.zurich.co.jp



チューリッヒ保険会社

緊急時の 対応 ガイド

事故や故障の時、ご自身で行う現場対応や
チューリッヒの事故対応について
詳しくご案内いたします。



万が一に備え、ダウンロードして保管いただく
ことをお勧めします。

チューリッヒ保険会社

スーパー自動車保険 スーパー二輪自動車保険

DA-108F-26 DSR-2267

事故が起きてしまったら



まずは現場対応と警察への連絡が必要となります。
以下に基本的な現場措置をご案内いたしますので、
落ち着いてご対応ください。

故障の時は…

故障時のご連絡・対応内容についてはP5からの
4. チューリップへ連絡 でご案内いたします。

事故発生

1. ケガ人の救護と二次災害の防止

2. 警察へ連絡 …P3

3. 事故の相手や 目撃者の確認…P4

4. チューリップへ連絡 (事故受付)…P5

事故対応

1. ケガ人の救護と二次災害の防止

■ ケガ人の救護

ケガをされた方がいる場合、その方の救護が
最優先となります。周囲の状況に充分に注意
して、救護を行ってください。



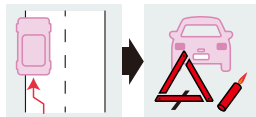
- ・頭や首を強く打った可能性がある場合は、むやみに動かさないようにしてください。
- ・心臓マッサージや人工呼吸の心得がない場合は、救急車が来るまで待機してください。

■ 二次災害の防止

他の車両に注意して、以下の措置を行ってください。

①安全な場所に車を移動し、エンジンを切る。

②ハザードランプ、停止表示器材
などで、二次災害防止措置をとる。



- ・事故現場は、ガソリンが流れたり積荷が危険である可能性があるため、火は絶対に使わないでください(発炎筒はガソリンや可燃物のそばで使用しないでください)。
- ・二次災害の防止措置をとったら、車から離れて安全な場所に避難してください。
- ・上記の二次災害防止措置は基本的なものです。事故現場の状況により適切な処置を行ってください。

参考

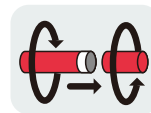
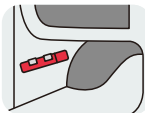
高速道路上で事故・故障が起きてしまった場合

周囲の車に充分注意をして、次の対応を行ってください。

- ①まずは**ハザードランプ**を点灯し、車を**路肩に寄せ**てください(車から降りる際には、路肩側のドアから降りてください)。
- ②後続車両に充分注意しながら、**発炎筒・停止表示器材**を車の**50m以上後方**に置いてください(燃料漏れのある場合は、発炎筒は使わないでください)。
- ③万が一、停止車両への追突事故が発生した際に巻き添えにならないよう、**車両の後方(離れた場所)へ避難**してください。
- ④**道路緊急ダイヤル「#9910」**または、**高速道路路上に設置してある非常電話から、道路管制センターに通報**してください。
- ⑤現場を立ち去る際には、停止表示器材などを置き忘れないよう、注意してください。

発炎筒の使い方 -点火方法-

- ①日頃から置き場所を確かめておく。
- ②本体をひねりながら取り出す。
- ③すり薬でこすり、点火する。



(発炎筒の取り扱いおよび保管上の注意)

- ・ガソリンや可燃物のそばで使用しない。 ・トンネル内では使用しない。
- ・使用中、顔や体に向けたり近づけたりしない。 ・大雨のときには筒を横に向けて合図する。 ・発炎筒に表示されている有効期限を確認しておく。

事故発生

事故対応

1. ケガ人の救護と
二次災害の防止
…P1-2

2. 警察へ連絡

2. 警察へ連絡

どんな小さな事故でも、必ず警察へ連絡してください。
その際の確認事項などに、以下の状況メモをご利用ください。

■ 事故状況メモ

発生日	月 日 時 分頃
場所	区市町村 丁目 あたりで
事故内容	
ケガ人	人数 名 / 名前 病院名
破損物	
対応した事	ケガ人の救護 動かした物
届出警察	警察署 / 担当官
損傷箇所	[自分の車] [相手の車] ▼事故発生状況図▼ [記号例] [図例]
発生状況	

3. 事故の相手や目撃者の確認

4. チューリップへ連絡
(事故受付) …P5

3. 事故の相手や目撃者の確認



現場で相手方と口約束や示談などは絶対にしないでください。

■ 事故の相手

名前	(フリガナ)
生年月日	年 月 日生 歳
住所	〒
電話	()
免許証	第 号
車両	車名 車の色
任意保険	保険会社名 証券番号
自賠責保険	保険会社名 証明書番号

■ 目撃者

名前	(フリガナ)
住所	〒
電話	()

1. ケガ人の救護と
二次災害の防止
…P1-2

2. 警察へ連絡
…P3

3. 事故の相手や
目撃者の確認…P4

4. チューリッヒへ連絡
(事故受付)

4. チューリッヒへ連絡

ロードサービスの手配や相手方との示談交渉を行う
チューリッヒの事故対応を開始します。

24時間365日受付

緊急
ヘルプデスク

必要に応じて

即時 ロードサービスの手配

年中無休で事故受付の専門スタッフが待機しております。現場や
お客さまの状況についてうかがい、初期対応へ繋がります。

お車が走行不能な場合、現場に一番近いサービス拠点からレッカー
またはスタッフが急行します。詳細は次ページをご覧ください。➡

0120-860-001

携帯電話からも無料

お急ぎでない場合は
スマホで事故報告



◎簡単な質問に回答するだけ!

◎最短3分で受付完了!

◎"通話中"で待たされない!

LINEも
使える

故障時は、ロードサービスも
スマホで受付

◎現場位置をGPSで正確に共有

LINEも
使える

1時間以内 担当者から連絡

平日・土日・祝日を問わず、当日中の初期対応が開始されます。

当日中 関係各所への連絡

医療機関や修理工場との即日連携で、受付直後から万全の体制
でサポートを開始します。また事故の相手方との連絡も迅速に行
い、今後の交渉に備えます。

医療機関への
連絡 *3

修理工場への
連絡 *3

代車の手配

事故の相手方
への連絡 *3

当日中 初期対応を報告

レッカー後のお車の状況など、初期対応の結果を、当日中に
ご報告いたします。

*1 メンテナンス時間中は、ご利用いただけない場合があります。

*2は午前9時～午後8時、*3は午前0時～午後8時までに事故受付が完了した場合。
それ以降の受付は翌営業日の対応となります。

無料のロードサービス

<業界最高レベル>^{*1}

 お車が走行不能な場合

 レッカーを手配、**100kmまで無料!**

レッカーサービスのご利用により、移動困難になった場合の緊急措置として以下のサポートをあわせて提供いたします。

 帰宅費用 ご自宅・目的地までの交通費	搭乗者 全員分 全額補償
 宿泊費用 当日1泊分のホテル代	搭乗者 全員分 全額補償
 レンタカー費用 レンタカー（四輪自動車）基本料金	24時間まで無料
 ペット費用 ペットホテルの費用など	1万円まで補償
 ピックアップ費用 修理車両のご自宅までの搬送費	全額補償
 キャンセル費用 キャンセルになった旅行代金など	5万円まで補償

○ チューリッヒ保険会社認定
指定修理工場

○ 技術を高く評価できる修理工場を「指定修理工場」として認定し、特別なサポートを提供いたします。
※指定修理工場のご案内は、スーパー自動車保険の契約車両が事故にあった場合のみとなります。

指定修理工場で修理を行った場合、ご提供する特別サポート

レッカー距離制限なし	修理期間中の代車無料^{*2}
-------------------	--------------------------------

※当サービスの履行に際し、かかった費用の一部または全部が車両保険金・車両保険付随損害保険金の支払対象となる場合で、契約者より保険金の請求があった場合は、保険金としての取扱いをいたします。※一部離島など対象外の地域がございます。
*1 2025年9月当社調べ（調査結果の詳細は当社ウェブサイトをご覧ください）。
*2 代車について…●車種・オプション品（カーナビ・ETC・チャイルドシートなど）の指定はできません。●工場の混雑状況・代車の在庫・空き状況によっては、提供までに時間をいただく事があります。●ご使用期間中のガソリン代はお客様のご負担となります。●状

事故・故障のご連絡をいただきましたら、お車の状況に応じてレッカーまたは現場対応スタッフが急行します。

P11～「ロードサービス規定」を必ずご確認ください

 お車をその場で修復できる場合

時間制限なく、無料で現場対応

バッテリー上がりやパンクなど、事故以外のトラブルでもお気軽にご連絡ください。

 バッテリー上がり	ジャンピング始動^{*3}
 パンク	スペアタイヤ交換^{*4}
 キー紛失・閉込み	キー解錠・現場でのキー作成^{*3}
 ガス欠	給油（ガソリン10ℓまで無料）^{*3}
オイル漏れ	オイル点検・補充^{*5}
オーバーヒート	冷却水補充（冷却水も無料）^{*5}
ライトの故障	バルブ交換^{*5}
ホイールの緩み	ボルト増締め
サイドブレーキ固着	固着解除
落輪	タイヤ本数にかかわらず引上げ

ただし、以下の作業については無料サービスの対象外となります。

☒ タイヤのチェーン装着作業
☒ 雪道におけるノーマルタイヤでの走行時、また砂浜など、通常の走行に不適切な場所や、立入りが禁止されている場所における救援作業
☒ クレーンを使った車両引上げ作業 など

況に応じ、一部条件（お客さまによる代車の返却など）が付帯される場合があります。●代車ご使用中に駐車違反がなされた場合、反則金およびそれに伴うレッカー移動・保管費用はお客さまのご負担となります。
*3 保険期間中1回のご利用となります。
*4 契約車両（四輪自動車に限る）にスペアとして標準装備されている場合に限りです。
*5 現場で対応できない場合は、レッカーサービスを提供いたします（バルブ交換時のバルブ代はお客さま負担となります）。

事故解決までの対応

経験豊富な担当者が、事故解決までしっかりサポートします。

■ 専任担当者の選定

相手方との交渉やお客さまへのご報告を、1事故につき1人の専任担当者が行います。

※事故の状況により複数の担当者で行う場合があります。



専任担当者

■ 事故の状況調査

専任担当者は、車両や医療などの専門知識を持つスタッフのバックアップを受け、的確な事故調査を行います。



■ 相手方との示談交渉

豊富な知識と冷静な状況判断が必要な示談交渉は、お客さまに代わって専任担当者が行います。相手が過失を認めない難しい交渉の場合、専任担当者でも、安心してお任せください。

※対応が困難な場合は、提携弁護士が対応する場合もございます。

※対人・対物賠償責任が発生する事故に限ります。



相手方

■ 保険金支払い

書類の省略サービスなどを設け、事務処理時間を短縮したことで、スピーディな保険金の支払いが可能になりました。

こちらのサービスもお気軽にご利用ください。

■ スタッフ訪問サポート 土日・祝日も対応

相手の方が入院されるような重大な事故の場合、スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、手続きに関する説明やアドバイスをいたします。

※対人事故において相手方が入院・死亡された場合にご利用いただけます。面談可能時間は午前9時から午後8時までです。ご自宅にうかがう担当者は、当社提携会社の社員となります。また相手方への訪問対応はありません。

■ 被害事故相談サポート

「被害事故（もらい事故）」の場合、保険会社は示談交渉することができません（※）。直接交渉で不安に思われたときは、「何を交渉したら良いのか」「不利にならない交渉ができていないのか」など、遠慮なくご相談ください。



※被害事故の場合、保険会社による加害者側との交渉は弁護士法により禁じられております。

【弁護士費用等補償特約】を付帯されていますか？

被害事故に遭われた場合でも、相手方との交渉を弁護士や司法書士などに依頼する費用や、訴訟費用などが300万円を限度に補償されます。

【契約期間中でも追加付帯可能】

※各費用ごとに限度額を定めております。

■ ガラスリペアネットワーク

「飛び石」や「車上荒らし」でお車のガラスが破損してしまった場合も、チューリッヒにご連絡ください。当社のネットワーク工場にてガラス交換を行います。



※在庫状況によっては、ご希望に添えない場合もございます。

スーパー自動車保険 ロードサービス規定 (必ずご一読ください)

第1条 (規定の目的等)

1. 本規定は、チューリッヒ保険会社(以下「当社」という)のスーパー自動車保険の被保険自動車(以下「契約車両」という)を対象とし、契約車両の契約者、記名被保険者および契約車両を正當かつ現に利用するもの(以下を「利用者」という)に対して提供するロードサービスに関する事項を定めたものです。ただし、原動機付自転車、借用自動車、代車等は除きます。
2. 利用者は、本規定を承認のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。
3. 利用者は、スーパー自動車保険のご契約内容およびロードサービスに必要とされる情報が、ロードアシスタンス会社へ登録されることに同意するものとします。

第2条 (ロードサービスの定義)

1. ロードサービスとは、当社がロードアシスタンス会社と提携して提供する、日本国内の対象地域での契約車両の事故・故障・トラブル時の緊急対応サービスを指します。
2. ロードサービスは、第16条(無料サービスの範囲)に定める範囲で提供します。

第3条 (対象となる車)

スーパー自動車保険の契約車両を対象とします(原動機付自転車、借用自動車、代車等は除きます)。

第4条 (対象となる方)

第3条(対象となる車)に搭乗中のスーパー自動車保険の契約者、記名被保険者、契約者または記名被保険者の承諾を得て契約車両を運転中の方および搭乗中の方とします。ただし、対象者が次のいずれかに該当する場合は、対象に含まれません。

- ①反社会的勢力(注)に該当すると認められる場合
 - ②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められる場合
 - ④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (注)反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第5条 (ロードサービスの利用申込み)

1. 利用者は、事故・故障・トラブルが発生した場合、当社に連絡し、ロードサービスの利用申込みを行います。
2. 利用者がロードサービス受給資格を有さないことが判明した場合、提供に要した費用は、全て利用申込者の負担となります

第6条 (利用者の義務)

利用者は、ロードサービスの利用に際して次の各項に従うものとします。

1. 利用者は、ロードサービスの提供を受けるときは、係員の指示に従うこと。
2. 利用者は、常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
3. 利用者は、ロードサービスの作業内容により無料サービスの範囲を超え、別途料金が発生した場合は、その料金を支払うこと。
4. 利用者は、警察に届出が必要な事故に関しては警察へ届け出ること。

第7条 (ロードサービスを提供できない場合 その1)

ロードサービスは、次の各号に該当する場合には提供することができません。

1. 無資格、無免許、飲酒(量の如何に関わらず)、薬物服用運転等法令違反の場合。
2. 利用者の故意や重大な過失により発生した事故・故障・トラブルと判断される場合。
3. 通常の自動車走行に不適切な場所(砂浜、立入り禁止区域等)、またはそれらの場所で発生したと想定される事故・故障・トラブル、その他ロードサービスの提供が不適切な場所である場合。
4. 気象状況、周辺状況等で作業に通常以上の危険が伴うと判断される場合。
5. 当社に事前に連絡がない場合。
6. 既に緊急対応がなされており、二次的なご利用の場合
7. 第6条(利用者の義務)が遵守できない場合。
8. ロードサービス提供者の状況判断により作業困難と判断した場合。
9. 違法改造車、または車検登録のない車両の場合。
10. ロードサービスの提供時に立会いができない場合。
11. ロードサービス提供時に、第三者の所有物に損壊、第三者の権利・利益に制限もしくは損害が想定される場合で、第三者の承諾が得られない場合。

第8条 (ロードサービスを提供できない場合 その2)

ロードサービスは、次の各号に該当する場合には提供することができません。

1. 戦争・暴動行為・原子力に起因する場合。
2. 国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合。
3. 航空機・船舶による輸送期間中に発生した損害の場合。
4. 地震・噴火またはこれらによる津波の損害の場合。
5. 車両が横転・転落している事故の場合。
6. その他、トラブル現場・契約車両の状態により作業スタッフの対応範囲を超えている場合。

第9条 (ロードサービス時の責任)

1. ロードサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害については、当社または当社提携ロードアシスタンス会社に故意または重大な過失がない限り、当社および当社提携ロードアシスタンス会社はその責めを負わないものとします。
2. ロードサービスは日本国の法律の下に規制されることがあります。

第10条 (ロードサービスに関する疑義)

ロードサービスの内容に関して解釈が分かれる場合は、当社の解釈に準ずることとします。

第11条 (権利の消滅)

1. 本規定におけるすべての権利は、スーパー自動車保険契約が有効期間内であることを前提とします。ただし、次のような場合は、理由の如何を問わず、本規定上の一切の権利は消滅するものとします。
 - (1)利用者が、自動車保険契約に基づく保険料の支払いを怠った場合。
 - (2)利用者が、自動車保険約款に定められた事項を遵守していないと当社が判断した場合。
 - (3)利用者が、本規定の第6条(利用者の義務)に違反し、その違反が本規定の重大な違反となると判断した場合。
2. 無料サービス提供後、前項に定める権利の消滅事由が確認された場合、権利の消滅時に遡り、提供に要した費用は利用者の負担となります。
3. ロードサービスは、保険証券・継続証に記載の保険期間が提供対象期間となります。また保険契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合は、ロードサービスの対象となりません。無料サービスを提供後に、契約の有効性が無料サービス提供前に失われていたことが判明した場合は、提供に要した費用はお客さまのご負担として請求させていただきます。

第12条 (超過料金・サービス対象外作業料)

1. 第16条(無料サービスの範囲)で定める無料サービスを超える費用は、契約者または利用者の負担となります。
2. 無料サービス提供後、同一の事故・トラブルに対して、当社あるいは当社提携ロードアシスタンス会社の案内に従わなかった場合や、契約車両に必要な処置がなされないまま使用を継続した場合の再出動要請により要したサービス提供費用は、利用者の負担となります。

第13条 (終了、中止、変更等)

当社は、事前または事後に利用者に通知することなくロードサービスを終了もしくは中止、または内容の変更ができるものとし、利用者はあらかじめその旨を承認するものとします。

第14条 (合意管轄裁判所)

利用者と当社あるいは当社提携ロードアシスタンス会社との間で、本規定に関し、万一訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

第15条 (代位)

1. 相手方のある事故で損害の請求ができる場合、当社が支払いをしたロードサービス料金については相手方に求償します。
2. リコール等の場合で第三者に損害を請求することができる場合は、当社が支払いをしたロードサービス料金については第三者に求償します。

第16条 (無料サービスの範囲)

本規定に基づくロードサービスの無料の範囲は、以下に定めるとおりとします。ただし、無料サービスの履行に際し、かかった費用の一部または全部が車両保険金・車両保険付随損害保険金の支払対象となる場合で、利用者より保険金の請求があった場合は、保険金としての取扱いをします。無料サービスは、事故・故障・トラブル時に当社あるいは当社提携ロードアシスタンス会社の判断のうえ提供するものとし、原則として後日の認定は行わないものとします。ただし、当社以外での手がかりを利用者の意思に反して行われたと判断した場合、または物理的に利用者の手がかりが不可能であったと判断した場合は、当社の無料サービスの範囲内において、後日の認定を行う場合があります。またサポートサービスの請求は、負担した費用の領収書の原本添付が条件となります。

<1>カートラブルウィックサービス

現場での緊急応急処置を行います。なお、無料の範囲は下記を基準に設定します。

- ガス欠時の給油:保険期間中1回まで無料。燃料は1回あたり10リットルまで。
- バッテリー上がり時のジャンピング:ケーブルをついでエンジンを始動させること。保険期間中1回まで無料。バッテリー充電・交換は無料サービスの対象外。
- インロック解除:保険期間中1回まで無料。
- キー紛失時の解錠・キー作成:現場でキーを作成し、その後走行可能な場合に限ります。保険期間中1回まで無料。イモビライザー装着車等現場対応にて走行可能とならない場合、キー作成業者の手配ができない場合は、レッカーサービスを提供します。また、車内の荷物を取り出す目的のみでの解錠作業はサービスの対象外となります。
- パンク時のスペアタイヤ交換:交換は、契約車両にスペアとして標準装備されている場合に限られます。
- 各種オイル漏れ点検・補充:トラブル現場での応急処置で対応可能な場合に限り、エンジンオイルを補充します。エンジンオイルのメーカーおよびグレードは、現場にてご用意可能なものに限られます。なお、現場にてオイルがご用意できない場合、またはオイルの補充にて対応できない場合は、レッカーサービスを提供します。
- エンジン冷却水補充:トラブル現場での応急処置で対応可能な場合に限り冷却水を補充します。

- 提供できる冷却水は、現場にてご用意可能なものといたします。なお、現場にて冷却水がご用意できない場合、または冷却水補充にて対応できない場合は、レッカーサービスを提供します。
- 各種灯火類のバルブ交換・夜間のヘッドライト故障等、道路交通法上、公道走行不可とみなされる場合に、汎用性が高くかつ現場にてご用意可能なバルブに限り交換します。なお、現場にてバルブがご用意できない場合は、レッカーサービスを提供します。
 - ボルト増締め・ジャッキアップを行わず増締め作業が可能な場合に提供します。
 - サイドブレーキの固着の解除・現場作業にて対応可能な場合に提供します。
 - 落輪引上げ・落輪しているタイヤの本数に関わりなく、落差1m以内の落輪は、無料サービスの対象となります。ただし、落差1mを超えた場合や作業にクレーンを要する場合、救援車両1台かつ作業員1名で作業ができない場合は、無料サービスの対象外となります。
- 上記以外の応急措置につきましては、現場にて対応可能な場合に限り、無料サービスの対象とします。ただし、以下に定める項目は、無料サービスの対象外とします。

- ・タイヤチェーン装着
- ・雪道においてノーマルタイヤでの走行時に起こったスタック
- ・砂浜等通常車両の走行に不適切な場所においての救援作業
- ・立入りが禁止されている場所においての救援作業
- ・救援車両1台かつ作業員1名にて作業ができない場合
- ・横転車両の引き起こし作業
- ・クレーンを使った車両引上げ作業

<2>レッカーサービス

走行不能となった契約車両を、事故・故障・トラブル現場から利用者指定の修理工場などへ距離100kmまでは無料でけん引します。なお、事故発生の場合に限り事故現場から最寄りの当社指定修理工場までは距離の制限なく無料でけん引します（故障・トラブルの場合は当社指定修理工場への搬送ができません）。

- ・走行不能とは、事故・故障により走行できない状態、または道路交通法上、運転してはならない車両の状態をさします。なお、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着することにより走行可能な場合は、走行不能にあたりません。
- ・レッカーサービスの無料範囲は、原則として事故・故障現場からの搬送のみとなります（修理工場や一時保管場所など、既に緊急排除がなされた場所、当社あるいは他社のレッカーサービスを利用して入庫した工場やご自宅等からの二次搬送、廃車を目的とした搬送等につきましては無料サービスの対象外となります）。
- ・トラブル内容や状況により当日中の移動が困難な場合は、日時を調整のうえ搬送します。
- ・車両の保管料は、サービスの対象外です。

<3>各種サポートサービス

当社レッカーサービスの利用を前提として、以下のサポートサービスを提供します。各種サポートサービスは、利用者によって手配し、立替えていただいた費用について、以下に定める範囲で補償いたします。原則として当社ならびに当社提携ロードアシスタンス会社による手配は行いません（ピックアップサポートを除く）。なお、各種サポート費用のお支払いに際し、領収書原本の添付が必要になります。

●レンタカーサポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより現場で一時的に緊急に代車が必要な場合、24時間までの基本レンタル料金をお支払いします。
- ・サポートの対象となるレンタカーの車両クラスは、原則として契約車両と同等またはそれ以下のクラスとします。なお、利用可能台数はサポートサービスの前提となる自走不可能な契約車両台数を上限とします。
- ・燃料代、乗捨費用、オプション費用（チャイルドシート等）、免責補償料等、基本レンタル料金以外の費用につきましてはサポートの対象外となります。

●帰宅費用サポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより、現場からご帰宅される場合の交通費を当日契約車両に搭乗していた人数分（乗車定員上限）を限度にお支払いします。
- ・事故・故障・トラブル発生現場から、ご自宅または予定していた目的地のうちの、いずれか一方への移動費用をお支払いします。
- ・帰宅費用サポートとホテル代サポートを併用してご利用の場合は、以下の2項目のうち、いずれか一方の費用をお支払いします。
- (1) トラブル現場からホテル代サポートにてご利用いただく宿泊先までの交通費
- (2) ホテル代サポートをご利用いただいた宿泊先からご自宅までの翌日の交通費、または宿泊先からトラブル発生当日に予定していた目的地までの翌日の交通費のうち、いずれか一方の費用
- ・ご利用いただく交通機関は、トラブル現場からの移動において最も合理的と判断される手段となり、原則として電車、バスをご利用いただけます。
- ・手荷物の輸送費用等、交通機関の運賃以外に私的に発生した費用は、サポートの対象外となります。

●ホテル代サポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより、現場から当日の帰宅が困難と判断された場合、当日1泊の宿泊費用を当日契約車両に搭乗していた人数分（乗車定員上限）を限度にお支払いします。
- ・宿泊費用とは客室料金を指し、飲食代・通信費等はサポートの対象外となります。
- ・原則として最寄りのビジネスホテルクラスとなり、宿泊先のご指定はできません。また、事故・故障・トラブル発生前に既に予約されていた宿泊先の費用につきましては、サポートの対象外となります。

●ピックアップサポート

- 当社レッカーサービスをご利用のうえ、契約車両の修理を行った場合、修理完了後のご自宅への搬送費をお支払いします。
- ・当社および当社提携ロードアシスタンス会社の手配による搬送に限りします。
- ・修理費用の支払いが完了している場合、または修理費用について利用者と修理工場等の間で打合わせが完了している場合に限りします。
- ・ご自身で契約車両を引取りに行かれる場合は、事前に当社へご連絡いただくことを前提に、修理工場までの片道1名分の交通費（公共交通機関の利用）をお支払いします。
- ・入庫工場から代車を借用し、その返却に要する費用は、サポートの対象外となります。
- ・納車日は、ご利用の際、当社提携ロードアシスタンス会社および修理工場と打合わせのうえ決定されます（あらかじめ日時の指定はできません）。

●キャンセル費用サポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより発生したキャンセル費用を、本サポートのご利用1回につき総額50,000円までお支払いします。
- ・目的地に向かう途中での契約車両の事故・故障・トラブルにより生じた、宿泊施設や旅客輸送サービス（航空機など）、旅行契約のキャンセル費用についてお支払いします。

●ペットケアサポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより、現場から当日の帰宅が困難と判断された場合、現地でのペットホテル費用1泊分、およびペットホテルまでの交通費をお支払いします。また、トラブル当日、契約車両にペットを同伴せず、ご自宅付近のペットホテルやペットシッターの延長料金が発生した場合、その料金を10,000円を上限にお支払いします。
- ・本サポートは、あくまでも上記の費用について補償するもので、ペットホテルやペットの移動手段については、当社にて手配はいたしません。

スーパー二輪自動車保険 ロードサービス規定（必ずご一読ください）

ースーパーバイク保険ー

上記スーパー自動車保険の規定に準じますので、各条文の「スーパー自動車保険」を「スーパーバイク保険」に読み替えて内容をご確認ください。ただし、以下の条文はスーパー自動車保険と異なりますので、あわせてご確認ください。

※スーパーバイク保険は、原動機付自転車もロードサービスの対象となります。

【スーパー自動車保険と異なる条文】

第7条（ロードサービスを提供できない場合 その1）

9. 違法改造車、または車検登録（250cc以下を除く）のない車両の場合。

第16条（無料サービスの範囲）

本規定に基づくロードサービスの無料の範囲は、以下に定めるとおりとします。無料サービスは、事故・故障・トラブル時に当社あるいは当社提携ロードアシスタンス会社の判断のうえ提供するものとし、原則として後日の認定は行わないものとします。ただし、当社以外での手配が利用者の意思に反して行われたと判断した場合、または物理的に利用者の手配が不可能であったと判断した場合は、当社の無料サービスの範囲内において、後日の認定を行う場合があります。またサポートサービスの請求は、負担した費用の領収書の原本添付が条件となります。

<1>カートラブルクイックサービス

- キー紛失時の解錠・キー作成：現場でキーを作成し、その後走行可能な場合に限りします。保険期間中1回まで無料。イモビライザー装着車等現場対応にて走行可能とならない場合、キー作成業者の手配ができない場合は、レッカーサービスを提供します。また、車内（メットインボックス・トランクルーム・トップボックス等含む）の荷物を取り出す目的のみでの解錠作業はサービスの対象外となります。
- パンク時のスベアタイヤ交換：スーパーバイク保険には適用されません。

<2>レッカーサービス

走行不能となった契約車両を、事故・故障・トラブル現場から契約者または利用者指定の修理工場へ100kmまで無料でけん引します。

<3>各種サポートサービス

●レンタカーサポート

- 契約車両の事故・故障・トラブルにより現場で一時的に緊急に代車が必要な場合、24時間までの基本レンタル料金をお支払いします。
- ・サポートの対象となるレンタカーの車両クラスは、原則として小型乗用車（1800ccまで）クラスとします。なお、利用可能台数はサポートサービスの前提となる自走不可能な契約車両台数を上限とします。
- ・燃料代、乗捨費用、オプション費用、免責補償料等、基本レンタル料金以外の費用につきましてはサポートの対象外となります。